

# 津島市子ども条例推進計画（案）

平成29年3月

愛知県 津島市



# 目次

第1章 計画策定に当たって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の対象 .....	1
3 計画の期間 .....	1
4 基本理念 .....	1
第2章 人間として大切な子どもの権利 .....	2
1 子どもの権利の尊重 .....	2
2 「子どもの権利条約」が定めている権利 .....	2
第3章 子どもの権利を保障する責務 .....	4
第4章 子どもに関する施策 .....	6
1 子育ての支援 .....	6
2 子育て家庭の支援 .....	12
3 子どもの安全・安心を保障する取組 .....	16
4 子どもの参画の推進 .....	18
5 子どもの育成に係る相談体制の充実等 .....	19
6 虐待、体罰、いじめ等の救済等 .....	21
第5章 子どもの育成についての推進体制 .....	22
資料編 .....	23
1 津島市子ども条例 .....	23
2 津島市子ども・子育て会議条例 .....	28
3 津島市子ども・子育て会議委員名簿 .....	30

## 第1章 計画策定に当たって

### 1 計画策定の趣旨

本市は、平成28年4月1日に国の「児童の権利に関する条約」（以下、「子どもの権利条約」という。）の理念に基づき、子どもの権利を保障するとともに、地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支えあう仕組みを定め、もって子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的として、「津島市子ども条例」を制定しました。

子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施し、この目的を実現するため、子どもが幸せに暮らすことのできるまちづくりに関する基本的な計画（以下、「津島市子ども条例推進計画」という。）を策定します。

### 2 計画の対象

本計画の対象は、市内のすべての子どもとその保護者、学校等関係者、地域住民等とし、「子ども」とは、児童福祉法第4条に基づき、概ね18歳未満を対象としています。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成31年度までの3か年とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 4 基本理念

子どもが幸せに暮らすことのできるまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とします。

- 子ども一人ひとりが尊重され、相互に尊重し合えること。
- 子どもが自分自身を大切にし、他者を思いやる心を持つこと。
- 子どもが安心して健やかに育ち、周りの人に愛されること。
- 子どもが自分の行動に責任を持ち、社会の一員として責任を持って行動すること。

## 第2章 人間として大切な子どもの権利

### 1 子どもの権利の尊重

子どもの権利は、人間として大切な権利として、保障されなければなりません。

子どもは、自分の権利を大切にするとともに、他者の権利を認め、尊重するように努めなければなりません。子どもは、子ども同士や大人との間でお互いの権利を尊重し合うことができる力を付けるために必要な支援を受けることができます。

### 2 「子どもの権利条約」が定めている権利

「津島市子ども条例」は、大きく分けて以下の4つの子どもの権利を守るように定めています。

#### (1) 自分らしく生きる権利

子どもは、自分らしく生きるために、以下の権利を持っています。

- ・個人の価値が認められ、尊重されること。
- ・ありのままの自分を受け止めてもらえること。
- ・自分の気持ちや考えを自由に持ち、表明すること。
- ・自分に関係することを自分で決めること。
- ・自分の持っている力を発揮できること。
- ・プライバシーや名誉が守られること。

#### (2) 豊かに育つ権利

子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、以下の権利を持っています。

- ・必要な知識や情報を得るとともに、必要な教育を受けること。
- ・自然、歴史、文化、芸術及びスポーツにより豊かな人間性を育む機会が与えられること。
- ・家庭において、食事や会話等の楽しい時間を過ごすこと。
- ・遊ぶこと。
- ・体を休め、自由な時間を持つこと。

- ・様々な世代や社会経験を通じた多文化との関わりの中で、他者と共生し、社会の責任ある一員として自立していくこと。

### **(3) 安全に安心して生きる権利**

---

子どもは、安全に安心して生きるために、以下の権利を持っています。

- ・生命と心身が守られること。
- ・愛情と理解をもって育まれること。
- ・年齢や発達に応じた環境のもとで生活すること。
- ・平和で安全な環境のもとで生活すること。
- ・健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。
- ・あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
- ・虐待、体罰、いじめ等のあらゆる暴力から心身が守られること。
- ・あらゆる犯罪から心身ともに守られるとともに、被害からの回復に対する支援を受けること。
- ・安心できる居場所を持つこと。

### **(4) 参加する権利**

---

子どもは、自分に関係することについて自ら参加するために、以下の権利を持っています。

- ・年齢や発達に応じた活動の機会を得るとともに、その活動において意思決定に参加すること。
- ・自分の気持ちや考えを表明するとともに、その気持ちや考えが尊重されること。
- ・仲間をつくり、集まり、主体的な活動を行うとともに、必要な情報や支援を受けること。

## 第3章 子どもの権利を保障する責務

子どもの権利を保障するため、保護者、学校等関係者、地域住民等及び市はそれぞれが下記のとおり努めなければなりません。

### (1) 保護者の責務

---

保護者はその養育する子どもの権利を保障する第一義的な責任者として、以下の通り努めなければなりません。

- ・子どもが他者の権利を尊重し、社会の責任ある一員として育つために必要な支援を行うこと。
- ・子どもの健やかな育ちのため、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考え、子どもの年齢や発達に応じた支援や指導を行うこと。
- ・子どもと向き合い、子どもの考えや気持ちを受け止め、それに応えるために意思疎通を図ること。
- ・子どもが安心して過ごすことのできる環境を確保すること。

### (2) 学校等関係者の責務

---

学校等関係者は、子どもの保育、教育及び福祉に携わるものとして、以下の通り努めなければなりません。

- ・子どもが豊かに育つ環境を充実させること。
- ・子どもの気持ちや考えを受け止め、必要な支援を行うこと。
- ・虐待、体罰、いじめ等の防止及びこれらの早期発見とともに、解決に向けて対策を講じること。
- ・子どもの権利を理解し、保障するため、職員の研修その他職場環境を充実させること。

### (3) 地域住民等の責務

---

地域住民等は、子どもとともに生活する地域社会の一員として、以下の通り努めなければなりません。

- ・子どもを地域社会の一員として認め、地域の中で子どもの健やかな育ちを支援すること。
- ・虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から子どもの心身を守るため、安全で安心な地域づくりを行うこと。

#### (4) 市の責務

---

保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、子どもの権利を保障するために必要な施策を策定し、実施してまいります。

また、保護者、学校等関係者及び地域住民等が、それぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行ってまいります。



## 第4章 子どもに関する施策

### 1 子育ての支援

本市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、及び協働して施策を実施してまいります。

#### (1) 児童の健全育成

##### ①児童館の整備

児童館を含む多機能施設は、子育て支援、児童健全育成の拠点として重要な施設です。児童館の整備も含め、各種子育て支援サービスの拠点として活用してまいります。

##### ②各公共施設の活用

地域全体でその地域の子どもの成長を見守っていくという意識を広めるため、まず、その拠点として市内の公共施設に子どもが集まり、親が付き添い、地域の住民が共に遊び、学びながら交流を深めていけるような環境整備の促進を行います。

##### ③ふくししくん広場の充実

親子等で楽しめる催しやおもちゃあそびを通してのふれあいの場の提供や、親同士等のネットワーク作りの支援や催しをボランティア団体等に依頼することによってボランティア活動の場の拡充を図ります。

##### ④学校開放事業

市内小・中学校の運動場及び体育館を開放し、スポーツ活動の拠点として、子どもが休日や夜間にスポーツに親しむ機会を継続して提供します。

##### ⑤老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進事業

保育所や幼稚園、及び学校において、異年齢世代交流を図る機会の提供を行ってまいります。

## ⑥男女共同参画意識の啓発

性別により固定的な役割分担意識にとらわれることのない男女共同参画社会の実現に向けて、広報紙やパンフレット、男女共同参画に関するセミナーや男性を対象とした料理教室の開催など、様々な方法により、啓発活動を継続して行います。また、市のホームページなどを通して、子どものいる女性の再就職・起業等に必要な情報を提供します。

## (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

---

### ①確かな学力の向上

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要です。

そのために、子ども、学校や地域の実態を踏まえて創意工夫し、現在全校で実施している少人数指導など子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実、ボランティアティーチャーや地域の伝統文化を継承する方などの外部人材の協力による学校の活性化等の取り組みを推進します。

#### ①-1 要・準要保護就学援助事業

小・中学校に通学させるのに経済的な理由で困っている世帯に対し、給食費・学用品費等の補助を行います。

#### ①-2 外部人材の活用

外部人材を活用した学校教育の充実を図ります。

#### ①-3 外国語指導助手（ALT）の活用

A L Tの市内全小中学校への派遣を継続してまいります。

### ②豊かな心の育成

子どもたちが未来への夢や目標を抱いていける講演会を開いてくださる講師を招き、豊かな心をはぐくむ事業を実施するなど、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図ります。

また、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進します。

さらに、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等を整備します。

### ③健やかな体の育成

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲や能力を育成するため、優れた指導者の育成や確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、地域のスポーツ活動を充実します。

### ④特色ある学校づくり

学校評議員体制の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じ、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。

### ⑤幼児教育の充実

幼児教育の充実のため、誰でも幼児教育が受けられるように支援していくとともに、各地域の実情を考慮した、幼稚園における子育て支援の充実、幼稚園や保育所との連携を推進します。

## **(3) 家庭や地域の教育力の向上**

---

### ①家庭教育への支援の充実

家庭教育はすべての教育の出発点であり、重要な役割を果たしています。

育児不安や児童虐待の背景として、地域におけるつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されていますので、多くの親が集まる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行い、家庭の教育力向上を目指します。

#### ①-1 小学校区家庭教育推進事業

家庭教育推進地区の指定を行い、各地区の家庭教育の推進強化を行います。指定期間終了後も、地域の繋がり再生を図る団体の支援を継続します。

#### ①-2 親子ロードショー

「おいまつシネマ」は、夏休みの親子での共通の話題作りや平和教育の一つとして継続して開催します。

#### ①-3 家庭教育学級

保育所・幼稚園・学校の保護者を対象とした家族のあり方や親子のふれあいについて等を学ぶ場として各園・校、公民館で実施しており、今後も継続していきます。

#### ①-4 おはなし会

子どもの読書活動推進を図るため、読み聞かせボランティア団体などと協力しながら年間を通じて事業を実施します。

#### ①-5 児童科学館教室事業

天文や科学に親しんでもらえる事業を通じて、親子のふれあいを図る場として、四季の星空教室や工作、企画展を開催します。

### ②地域の教育力の向上

地域住民等や関係機関の協力によって、自然環境等の教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の充実、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、統合型地域スポーツクラブの整備、スポーツ指導者の育成等子どもたちの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させます。

#### ②-1 統合型地域スポーツクラブの活動支援

地域住民が自主的・主体的に運営するスポーツクラブの活動を支援し、親子が気軽に参加でき、地域やクラブ仲間と交流できる場を提供していきます。

#### ②-2 放課後子ども教室

子どもたちの放課後の居場所づくりを目的に地域住民等と学習、交流、様々な体験をして成長をサポートします。市内全小学校区において実施し、国が

定める「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブとの一体化事業を進めます。

#### ②-3 つしま親子ワクワク体験活動フェスティバル

子どもたちへ自然体験や社会体験、異世代間の交流や家庭内でのコミュニケーションを深める場を提供するため実施します。

#### ③郷土への愛着や誇りを育む学習や体験、交流の推進

郷土の歴史や文化に触れる多様な機会を創出し、その魅力や価値への理解を深め郷土への愛着と誇りを醸成します。

また、学校、家庭、地域の連携を強化し、子どもたちが地域住民等とかわる機会を増やし、交流を促します。

### (4) 親と子の健康支援

---

#### ①切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊婦とその家族に産後の不安解消のため、産後の生活についての具体的なイメージを持ってもらい、地域の子育て支援サービスとのつながりを、妊娠期から大切にします。

また、低出生体重児の要因となる若い女性のやせや喫煙などの習慣を改善するため、思春期からの啓発を重点的に行います。

#### ②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

児童生徒の自己肯定感を高める支援として、自己肯定感と関連している要因を検討し、乳幼児健康診査や思春期教育「いのちの大切さ」での啓発内容の充実に努めます。

児童生徒が抱える健康課題について、学校等関係者と共有できる体制づくりを整備します。

#### ③子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

妊娠から育児までの支援を身近に受けられるために、母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査の場等を活用し、対象者に合わせて必要な情報提供と相談先の周知を行います。

地域の子育て支援サービスについて、顔のみえるつながりを大切にしながら、地域で安心して出産・育児ができるよう、親と子への支援に努めます。

## **(5) 障がい児施策の充実**

---

### ①障がい児保育事業の促進

保育所及び幼稚園と障がい児通所施設との連携をいっそう深め、保育所等の受け入れ体制を改善しながら、すべての施設で障がい児の受け入れをできるように進めてまいります。

### ②特別児童扶養手当の支給

重度・中度の障がいを持つ児童（20歳未満）の家庭への手当支給について、今後も継続して実施します。

### ③障がい者医療費支給事業

障がいがある児童の福祉の増進を図るため、医療費の助成を今後も継続して実施します。

### ④特別支援教育就学奨励費補助事業

特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費・学用品費等の補助を国の基準に基づいて実施します。

## **(6) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等**

---

### ①仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供

男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等関係法令について、広報・PRを一層充実して周知を図ります。

### ②ハローワーク等関係機関との連携

関係機関と連携して、雇用及び労働条件の改善を事業者に促し、雇用情報にアクセスしやすいように、市ホームページからハローワークへのリンクを充実します。

## 2 子育て家庭の支援

本市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援を実施します。

### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

#### ①子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期に渡る総合相談、支援等をワンストップで提供できる体制を整えます。また、妊娠届出の窓口を一つに集約することにより、保健師が聞き取り等を行い、早期の支援につなげてまいります。

#### ②地域子育て支援センター

子育て支援センターは、親子交流の場や育児相談、子育てに関する情報提供を行う拠点として、事業内容の充実を図ってまいります。

#### ③ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（提供会員）が会員になり、互いに援助しあったり、子育てを終えてから援助する側になることを目指した会員組織の事業です。

子どもの送迎や一時預かり、病児・病後児預かりなど事業内容の充実を進め、より一層の周知を図ってまいります。

#### ④放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの設置については、全小学校区への設置を実施しました。

今後は、クラブの適切な運営に努めながら、放課後子ども教室との連携や保護者の就労時間を考慮した開設時間、障がい児の受け入れなどを視野に入れ、事業の充実を図ってまいります。

#### ⑤長期休暇期間の小学生の居場所づくり

長期休暇期間において、保護者の就労のため昼間に留守家庭となる小学生に対し、安心・安全な居場所や昼食の場所を提供します。

#### ⑥園開放

子どもの遊び場・親の子育ての情報交換・友達づくりの場として保育所の園庭、園舎を開放します。

#### ⑦子育て支援サービスの情報提供

子育て世代を対象に、利用者の状況に応じ、妊娠・出産・子育てに関する各種行政サービス情報を発信し、利用者の利便性を高めた子育て支援情報を幅広く提供するためのアプリ及びウェブサイトを構築し、積極的な情報提供に努めます。

## (2) 保育サービスの充実

---

#### ①延長保育事業

平日（月曜日から金曜日まで）の保育時間について、午前7時から午後7時まで実施する延長保育をすべての園で実施します。

#### ②一時預かり事業

公立・民間保育所で実施している一時預かりサービスを継続して、保護者の断続的・短時間就労等の支援や、疾病、冠婚葬祭、育児等に伴う心理的・肉体的負担を軽減します。

#### ③病児・病後児保育事業

民間保育所で実施している病児・病後児保育事業の内容の見直しを図り、より利用しやすいサービスを提供してまいります。また、ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児預かりとの連携を検討します。

#### ④休日保育事業

民間保育所で実施している休日保育事業を、今後も継続していきます。

#### ⑤子育て支援短期利用事業

緊急の用事等で一時的に保育ができない保護者に対する一時的な養育について、3施設への委託で実施しています。今後は、住民ニーズと利用実態に合わせて検討していきます。

#### ⑥保育料の一部免除

大幅な収入減などがある保護者に対する保育料の一部免除を、市内の家庭の実態の把握や他市の状況を調査・研究してきました。今後も適正な保育料、免除の基準を検討してまいります。



#### ⑦保育サービス情報の一元化

パンフレットやホームページ等により、保育サービスに関する情報を一元化し、内容の充実とわかりやすい情報提供を図ります。

### (3) 子育て支援のネットワークづくり

---

#### ①子育て支援センターのホームページ等での情報提供

子育て支援センターの事業内容・サークルについての情報などをホームページや情報誌で積極的に配信し、行政・地域・家庭で連携して子育てを担うように啓発します。

#### ②子育てサークル育成事業

各地域で子育てサークルの数を増やし、その育成を支援していきます。サークルが活動しやすい環境を提供するとともに、親の主体性が高まるように意識を高めます。

#### ③子育てサロン

地域の主任児童委員を中心に子育て中の親子が一緒に遊びながら情報交換する場として、子育てサロンを開催します。

#### ④子育て支援ボランティアの育成

ボランティアに関する活動支援、情報提供、事業委託などを進めることによって、ボランティアの育成及び活動の充実を図ります。

### (4) ひとり親家庭等の自立支援の推進

---

#### ①遺児手当の支給

制度の周知を徹底し、ひとり親等世帯の経済的支援を図るため、「遺児手当支給条例」に基づいて、遺児手当を今後も継続して支給します。

#### ②児童扶養手当の支給

制度の周知を徹底し、ひとり親等世帯の経済的支援を図るため、「児童扶養手当法」に基づいて、児童扶養手当を今後も継続して支給します。

③母子・父子家庭医療費支給事業

母子・父子家庭の父母及び児童の健康の保持増進を図るため、医療費の助成を今後も継続して実施します。

④母子家庭等日常生活支援事業

制度の周知を徹底し、母子家庭・父子家庭及び寡婦の方の家事援助等を行っていきます。

⑤母子家庭自立支援給付金事業

制度の周知を徹底し、母子家庭の母・父子家庭の父が就職に役立つ技能や資格取得のため、自立支援給付金の支給を行っていきます。

⑥子どもの貧困対策

ひとり親家庭や貧困家庭の子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等について検討してまいります。

### 3 子どもの安全・安心を保障する取組

本市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、子どもが有害な環境、犯罪、災害等の被害から守られるよう必要な取組を実施するとともに、子どもが自らの心身を守ることができるよう必要な教育等を行います。

また、子どもが安全に安心して暮らすことができるよう、公共施設等の整備を行います。

#### (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

##### ①交通安全教育の推進

保育所、学校等において、道路の横断や正しい自転車の乗り方などを実践する交通安全教室を実施します。

##### ②チャイルドシートの正しい使用の徹底

広報誌において掲載するとともに、街頭にてサイン板をかかげ交通安全広報を実施します。

#### (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

##### ①地域安全広報活動の推進

地域や関係機関・団体が連携した街頭キャンペーンを実施します。

##### ②パトロール活動の推進

ボランティア団体等による防犯パトロールを実施します。

##### ③防犯教育の促進

幼稚園、学校等において防犯教室、講話等を実施します。

##### ④子ども緊急通報装置の整備

小学校新入生に対して防犯ブザーを配布します。

##### ⑤「子ども110番の家」の充実

子どもたちを犯罪や危険から守るための「子ども110番の家」について、各小学校において通学路点検を行い、未整備場所における設置について依頼してまいります。

### **(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進**

---

#### ①青少年問題協議会の開催

青少年健全育成施策を推進していくため、年1回、事業報告及び事業予定、情報共有のために関係機関の代表が集まり、青少年の問題行動の未然防止に努めます。

#### ②各種街頭啓発活動の推進

青少年の非行・被害防止や健全育成を図るため、県や関係機関と協調・連携しながら実施します。

### **(4) 良好な居住環境の確保**

---

#### ①市営住宅の再生整備

市営住宅の良好なストック確保のため、公営住宅再生整備計画の見直しを行ってまいります。

#### ②公園の維持管理

市内の公園が安全で快適な遊び場になるよう、適切な維持管理に努めます。

### **(5) 安全・安心な道路交通環境の整備**

---

#### ①道路の維持修繕

歩行者の安全確保のため、道路側溝の整備及び道路舗装の補修を行ってまいります。

#### ②道路改良事業

通行の安全確保のため、歩道の整備を行ってまいります。

#### ③防犯施設の整備

安全で安心できるまちにするため、防犯灯設置の設置補助を行ってまいります。

#### **4 子どもの参画の推進**

本市は、子どもが主体的に参加したり、意見を表明することができるよう、子どもが参画する会議の開催その他の必要な支援を行うとともに、子どもの意見を尊重するよう努めてまいります。

子どもに関する施策について、進捗状況や見直しを行うためのアンケートを行うときには、保護者の意見とともに、子ども自身の意見も聴取します。

## 5 子どもの育成に係る相談体制の充実等

本市は、保育、教育、福祉及び保健の分野における子どもに関する相談を行う部署や関係機関等との密接な連携を図り、虐待、体罰、いじめ等の防止、その他の子どもの育成に係る総合的な相談体制の充実を図ります。

### (1) 児童虐待防止対策の充実

#### ①児童虐待の早期発見・早期対応のための体制づくり

関係機関との連携を強化し、適切な情報共有、支援体制の整備を図ることにより、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

#### ②相談体制、ネットワークの強化

関係機関との連携を強化し、安心して相談できる体制の整備に努めます。

#### ③家庭訪問による早期発見

関係機関と連携を取りながら、要支援家庭の把握に努め、早期の支援開始、継続支援に努めます。

#### ④虐待を防ぐための各種知識の普及啓発

各施設・各家庭へのリーフレット配布や講演会を通じて児童虐待防止の周知啓発を行います。

### (2) 子どもの育成に係る総合的な相談体制の充実

#### ①ひとり親家庭等の相談体制の充実

母子家庭・父子家庭及び寡婦の方の相談に応じ、自立ができるよう、情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を総合的に行っていきます。

#### ②障がい児等の相談体制の充実

医療や療育などの支援を推進するため、保健師・家庭児童相談員等、専門スタッフによる家庭相談事業など相談体制の充実を図ります。また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障がいがある児童への福祉サービスについて、関係課窓口が連携をとり、相談に応じるようにします。

### ③育てにくさを感じる親に寄り添う相談体制の充実

育てにくさを感じる、育児に自信がないと感じる方への支援として、特に乳幼児健診の場で早期に関わりをもつことを重視します。また、育児不安の要素となる育児の抱え込み、精神的な負担の軽減となるような健診づくりに努め、地域の子育て支援サービスにつながるように努めます。

## 6 虐待、体罰、いじめ等の救済等

本市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等並びに関係機関と連携し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じてまいります。

### (1) 被害に遭った子どもの保護の推進

#### ① スクールカウンセラーの配置

全中学校（各校1名）及び全小学校（2名で8校）にスクールカウンセラーを配置します。

#### ② 学校での相談体制の充実

教員による教育相談を行うと同時にスクールカウンセラーとの連携を図ります。

#### ③ ネットワークの強化

発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うために、ネットワーク会議やサポートチーム会議を開催し、各相談機関と情報共有、役割分担を確認して、個々のケースの解決につながるよう積極的に取り組んでいきます。



## 第5章 子どもの育成についての推進体制

本市では、「津島市子ども条例推進計画」に掲げる施策の実施状況や子どもの権利の保障の状況について、様々な立場の方から意見を聞くため、「津島市子ども・子育て会議」（以下「会議」という。）を設置しました。

「会議」は、保護者、学校等関係者、地域住民等それぞれの代表に参加いただき、「津島市子ども条例推進計画」の具体的な施策の進捗状況、「津島市子ども・子育て支援事業計画」の計画内容の見直し等について、より充実した内容にするため、毎年開催します。

「会議」での検討内容については、ホームページ等で公表します。

## 1 津島市子ども条例

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもの権利を保障するとともに、地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支えあう仕組みを定め、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親又は里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 学校等関係者 市内にある学校、児童福祉施設その他の子どもが育ち、及び学ぶために通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の設置者、管理者、教員及び職員をいう。
- (4) 地域住民等 市民並びに市内で活動を行う団体及び事業者をいう。

#### (基本理念)

第3条 子どもが幸せに暮らすことのできるまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 子ども一人ひとりが尊重され、相互に尊重し合えること。
- (2) 子どもが自分自身を大切にし、他者を思いやる心を持つこと。
- (3) 子どもが安心して健やかに育ち、周りの人に愛されること。
- (4) 子どもが自分の行動に責任を持ち、社会の一員として責任を持って行動すること。

### 第2章 人間として大切な子どもの権利

#### (子どもの権利の尊重)

第4条 この章に定める子どもの権利は、人間として大切な権利として、保障されなければならない。

- 2 子どもは、自分の権利を大切にするとともに、他者の権利を認め、尊重するよう努めなければならない。
- 3 子どもは、子ども同士や大人との間でお互いの権利を尊重し合うことができる力を付けるために必要な支援を受けることができる。

#### (自分らしく生きる権利)

第5条 子どもは、自分らしく生きるために、次に掲げる権利を有する。

- (1) 自分の価値が認められ、尊重されること。
- (2) ありのままの自分を受け止めてもらえること。

- (3) 自分の気持ちや考えを自由に持ち、表明すること。
- (4) 自分に関係することを自分で決めること。
- (5) 自分の持っている力を発揮できること。
- (6) プライバシーや名誉が守られること。

(豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、次に掲げる権利を有する。

- (1) 必要な知識や情報を得るとともに、必要な教育を受けること。
- (2) 自然、歴史、文化、芸術及びスポーツにより、豊かな人間性を育む機会が与えられること。
- (3) 家庭において、食事や会話等の楽しい時間を過ごすこと。
- (4) 遊ぶこと。
- (5) 体を休め、自由な時間を持つこと。
- (6) 様々な世代や社会体験を通じた多文化との関わりの中で、他者と共生し、社会の責任ある一員として自立していくこと。

(安全に安心して生きる権利)

第7条 子どもは、安全に安心して生きるために、次に掲げる権利を有する。

- (1) 生命と心身が守られること。
- (2) 愛情と理解をもって育まれること。
- (3) 年齢や発達に応じた環境のもとで生活すること。
- (4) 平和で安全な環境のもとで生活すること。
- (5) 健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。
- (6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
- (7) 虐待、体罰、いじめ等のあらゆる暴力から心身が守られること。
- (8) あらゆる犯罪から心身ともに守られるとともに、被害からの回復に対する支援を受けること。
- (9) 安心できる居場所を持つこと。

(参加する権利)

第8条 子どもは、自分に関係することについて自ら参加するために、次に掲げる権利を有する。

- (1) 年齢や発達に応じた活動の機会を得るとともに、その活動において意思決定に参加すること。
- (2) 自分の気持ちや考えを表明するとともに、その気持ちや考えが尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、集まり、主体的な活動を行うとともに、必要な情報や支援を受けること。

### 第3章 子どもの権利を保障する責務

(保護者の責務)

第9条 保護者は、その養育する子どもの権利を保障する第一義的な責任者として、次に掲げることに努めなければならない。

- (1) 子どもが他者の権利を尊重し、社会の責任ある一員として育つために必要な支援を行うこと。
- (2) 子どもの健やかな育ちのため、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考え、子どもの年齢や発達に応じた支援や指導を行うこと。
- (3) 子どもと向き合い、子どもの考えや気持ちを受け止め、それに応えるために意思疎通を図ること。
- (4) 子どもが安心して過ごすことのできる環境を確保すること。

(学校等関係者の責務)

第10条 学校等関係者は、子どもの保育、教育及び福祉に携わるものとして、次に掲げることに努めなければならない。

- (1) 子どもが豊かに育つ環境を充実させること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを受け止め、必要な支援を行うこと。
- (3) 虐待、体罰、いじめ等の防止及びこれらの早期発見とともに、解決に向けて対策を講じること。
- (4) 子どもの権利を理解し、保障するため、職員の研修その他職場環境を充実させること。

(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもとともに生活する地域社会の一員として、次に掲げることに努めなければならない。

- (1) 子どもを地域社会の一員として認め、地域の中で子どもの健やかな育ちを支援すること。
- (2) 虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から子どもの心身を守るため、安全で安心な地域づくりを行うこと。

(市の責務)

第12条 市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、子どもの権利を保障するために必要な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等が、それぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行うものとする。

第4章 子どもに関する施策

(子育ての支援)

第13条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 子どもが安全に安心して過ごすことができる居場所づくり
- (2) 子どもが社会との関わりの中で、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援

(子育て家庭の支援)

第14条 市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう必要な支援を行うものとする。

2 市は、子育てをしている家庭に対し、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めなければならない。

3 市は、虐待、体罰、いじめ等を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するため、関係機関と協力して、情報を共有し、子育てをしている家庭に対し必要な支援を行うものとする。

(子どもの安全・安心を保障する取組)

第15条 市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、子どもが有害な環境、犯罪、災害等の被害から守られるよう必要な取組を実施するとともに、子どもが自らの心身を守ることができるよう必要な教育等を行うものとする。

2 市は、子どもが安全に安心して暮らすことができるよう、公共施設等の整備その他必要な施策を行うものとする。

(子どもの参画の推進)

第16条 市は、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明することができるよう、子どもが参画する会議の開催その他の必要な支援を行うとともに、子どもの意見を尊重するよう努めなければならない。

(子どもの育成に係る相談体制の充実等)

第17条 市は、保育、教育、福祉及び保健の分野における子どもに関する相談を行う部署において密接な連携を図り、虐待、体罰、いじめ等の防止、その他の子どもの育成に係る総合的な相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、子どもに関する相談を行う関係機関等との連携を深めることにより、虐待、体罰、いじめ等の防止、その他の子どもの育成に係る相談体制の充実に努めるものとする。

(虐待、体罰、いじめ等の救済等)

第18条 市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等並びに関係機関と連携し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講ずるものとする。

2 学校等関係者及び地域住民等は、常に子どもに気を配るとともに、虐待、体罰、いじめ等を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市又は関係機関に通報するものとする。

(推進計画の策定)

第19条 市は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもが幸せに暮らすことのできるまちづくりに関する基本的な計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

第5章 子どもの育成についての推進体制

(意見の聴取等)

第20条 市は、この条例による施策及び推進計画の実施の状況並びに子どもの権利の保障の状況について、津島市子ども・子育て会議の意見を聴くものとする。

2 市長その他の市の執行機関は、津島市子ども・子育て会議の意見を尊重し、必要な施策を講ずるものとする。

#### 第6章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 2 津島市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、津島市子ども・子育て会議の設置及び組織について定めるものとする。

(設置)

第2条 津島市子ども条例(平成28年津島市条例第8号。以下「条例」という。)第20条の規定により、条例による施策及び推進計画の実施の状況並びに子どもの権利の保障の状況について意見を聴取するため、津島市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

2 前項に定めるもののほか、会議は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に定める事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員18人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者並びに子育てに関する団体及び機関の代表者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に委嘱される津島市子ども・子育て会議の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成29年5月31日までとする。

(津島市特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 津島市特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年津島市条例第9号）の一部を次のように改める。

(次のよう略)



### 3 津島市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	委員	備考
林 陽子	学識経験者	
成瀬 とみ子	愛知県海部児童・障害者相談センター長	
星野 厚子	津島市民生児童委員連絡協議会代表	
伊藤 幸代	津島市小中学校校長会代表	
野口 佳男	津島市PTA連合会代表	
猪飼 真里	津島地区人権擁護委員会代表	
浅井 純子	コミュニティ推進協議会代表	
岡本 厚子	津島市保育協会代表	
山田 雄司	津島市私立幼稚園連絡協議会代表	
成田 恭子	津島市私立保育園父母の会代表	
加藤 有希	津島市私立幼稚園PTA代表	
星野 武史	津島市学童保育連絡協議会代表	
清水 葉子	津島市ファミリー・サポート・センター代表	
鬼頭 友弥	子育て中の保護者が子育て支援のため自主的に活動する団体代表	
田中 和夫	障がい児の福祉の向上のため活動する団体代表	
横山 亜矢子	その他市長が適当と認める者(NPO法人代表)	
伊藤 真理子	その他市長が適当と認める者(公立保育園保護者代表)	
半澤 佳誉子	その他市長が適当と認める者(臨床心理士)	

---

津島市子ども条例推進計画（仮）

平成29年3月 愛知県 津島市

---